

## 1年間にかかった医療費の確認をしましょう!

### マイナンバーカードで医療費の確認ができます!

『マイナ保険証』をお使いの方がマイナポータルにログインすると、ホーム画面で今年の医療費の総額(保険適用分)が確認できます。保険診療を受けた月の2か月後の11日に「医療費通知情報」が更新されます。

また、マイナポータルの「確定申告の事前準備」からは、確定申告に利用するための1年間分の「医療費通知情報」を取得し、確定申告書作成コーナー等に連携できます。

例年、原則2月9日に申告年分の1月から12月までの情報が一括で取得可能となります。

\* 政府が運営するオンラインサービスであるマイナポータルでは「社内診療所や接骨院・整骨院の受診履歴」「ソニー健保の給付金」は表示されません。

なお、ひと月に1医療機関あたり2万円を超える自己負担があった場合は、ソニー健保の給付金が発生する場合がありますので、ソニー健保加入者専用『マイページ』でご確認ください。



マイナポータルの画面例

▶ 詳細は、P.29よくある問い合わせ[4]へ

### ソニー健保加入者専用『マイページ』でも医療費の確認ができます

ソニー健保加入者専用『マイページ』内の『医療費のお知らせ』でも、健康保険を使用した医療機関等の受診履歴(医療費通知)を掲載しています。原則、毎月20日の更新のため、保険診療を受けた月の3か月後の20日に掲載します。

『医療費のお知らせ』には、「社内診療所や接骨院・整骨院の受診履歴」も掲載されます。



#### 医療費のお知らせ

家族全員の医療費が確認できる「医療費のお知らせ」の閲覧

『マイページ』へは、ソニー健保ウェブサイトトップページからログインしてください!



### 『医療費のお知らせ』は以下の3つを目的に掲載しています

#### ① ご自身の健康と医療に関する認識を深めていただく

医療費の増減から、新たなけがや病気をしていないか、健康を維持できているかなどのご自身の健康状態を確認することができます。

#### ② 医療機関等の受診内容に誤りがないか確認していただく

まれに受診していない医療機関や接骨院(整骨院)から、ソニー健保に医療費の請求がくることがあります。実際に受診したのか、診療日数に誤りがないかなど、加入者の皆さまご自身でご確認をお願いいたします。

#### ③ 実際にかかった“医療費”はいくらか認識していただく

皆さまが医療機関等の窓口で支払われているのは、医療費の一部(2割または3割)で、残りの医療費についてはソニー健保が直接医療機関等に、被保険者の皆さまと事業主から頂く保険料から支払いをしています。このように、「実際にかかった医療費がいくらだったのか」わかりにくい仕組みとなっているため、皆さまに確認していただくことも目的としています。

# 確定申告の医療費控除について

## ソニー健保が提供する医療費通知

確定申告で利用できるソニー健保提供の医療費通知には、以下の2種類があります。

- ① ソニー健保加入者専用『マイページ』からダウンロード可能な『医療費控除データ(XMLデータ)』
- ② ソニー健保に発行を申請した『医療費のお知らせ』の原本(郵送)

これらの入手方法についてご案内いたします。

**【注意】** 申告に際しソニー健保が発行する『医療費のお知らせ』は**原本を添付する必要**があり、ソニー健保ウェブサイトからご自身でプリントアウトした『医療費のお知らせ』は原本になりませんのでご注意ください。

## ① 『マイページ』から『医療費控除データ(XMLデータ)』を取得する

### ① データをダウンロードする前に準備が必要

『医療費控除データ(XMLデータ)』を利用される方は、『マイページのプロフィール設定』を「世帯内で公開する」に**必ず変更**してください。初期設定(デフォルト)は「世帯内で公開しない」になっており、家族全員の医療費を見ることも、データ化することもできません。

この設定は配偶者(被扶養者)にお願いしています!



家族全員のデータをダウンロードするために「公開」が必須です!



『マイページ』にログイン後「プロフィール設定」を開き『世帯内への公開設定』の医療費通知を公開するにチェック!

メールアドレス2	Hanako.kenpo@gmail.com
メールアドレス3	
認証キーによるログイン設定 *	<input checked="" type="checkbox"/> メールアドレス1 <input checked="" type="checkbox"/> メールアドレス2 <input type="checkbox"/> メールアドレス3
通知メール受信設定	<input checked="" type="checkbox"/> 医療費通知メール <input checked="" type="checkbox"/> 通知書・証明書送付メール
世帯内への公開設定	医療費通知 : <input type="radio"/> 公開しない <input checked="" type="radio"/> 公開する 通知書・証明書 : <input type="radio"/> 公開しない <input checked="" type="radio"/> 公開する

◎公開するにチェック!

準備ができたら ②へ

### ② データをダウンロードする



ここをクリック!

事前準備が終わったら「医療費控除データ作成」のアイコンをクリック! 世帯全体の『医療費控除データ(XMLデータ)』をダウンロードしましょう。

**【重要】** ダウンロードした『医療費控除データ(XMLデータ)』は、確定申告書等作成コーナー内で正しく表示されますので、ご安心ください。

## ② 原本の『医療費のお知らせ』（郵送）の発行申請をする

### ① 『医療費のお知らせ』の発行申請書を印刷し記入する

ソニー健保ウェブサイト「[新着情報](#)」に、発行申請書のPDFを掲載しています。  
ご自身で印刷ができない方は、ソニー健保までご連絡ください。  
発行申請書（用紙）を郵送します。

TEL:050-3807-5059（平日11:00～14:00）



ソニー健保ウェブサイト  
「[新着情報](#)」



### ② 記入した申請書をソニー健保に送付する

### ③ ソニー健保から『医療費のお知らせ』が届く

お送りいただいた申請書がソニー健保に届いてから1週間程度で郵送します。

## 領収書は保管していますか？

医療機関等を受診したら、必ず医療費の内容がわかる領収書が発行されます。取得した医療費通知（マイナポータルの『[医療費通知情報](#)』やソニー健保の『[医療費のお知らせ](#)』）と領収書を照らし合わせてご確認ください。

\* 領収書は実際に支払った額を証明する重要な書類です。大切に整理・保管しておきましょう！



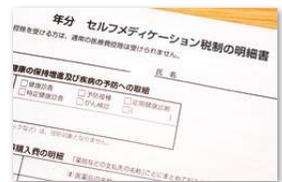
取得した医療費通知（マイナポータルの『[医療費通知情報](#)』やソニー健保の『[医療費のお知らせ](#)』）に記載されていない医療費があったとき、また、金額が異なったときは、追加・修正して確定申告することができます。追加・修正したときは、その分の領収書を5年間保管する必要があります。

\* 税務署から提出または提示を求められることがあります。



## 【確定申告】医療費控除とセルフメディケーション税制

確定申告で医療費控除を行う場合、1月～12月の1年間の医療費の自己負担額が10万円（または所得の5%）を超えた場合が対象となります。  
また、比較的健康に過ごし、病院にあまりかかる機会がなく「ちょっとした不調は市販の医薬品で対処した」という方もいらっしゃるのではないのでしょうか？  
そのような方は、「セルフメディケーション税制」を利用できる可能性があります。



### セルフメディケーション税制について

健康診断・予防接種等を受けている人が、指定されたOTC医薬品\*を購入することで、確定申告の際に、所得控除が受けられる税制です。詳しくは、国税庁のウェブサイトでお確かめください。

\* OTC医薬品の購入にあたっては、かかりつけ薬局をもち、薬剤師に相談しましょう。

セルフメディケーション  
税制（国税庁）



# よくある問い合わせと注意点



ソニー健保加入者専用『マイページ』からダウンロードできる『医療費控除データ(XMLデータ)』と、『医療費のお知らせ』について、これまでソニー健保に寄せられた問い合わせと注意点を掲載します。

## 1 11月と12月の医療費が記載されていない

『医療費控除データ(XMLデータ)』と『医療費のお知らせ』への記載は、原則保険診療を受けた月から最短で3か月後になります。

\* 10月診療分⇒1月20日以降 11月診療分⇒2月20日以降 12月診療分⇒3月20日以降

記載のない月分はご自身で保管している領収書等をご確認いただき、実際に支払った医療費の金額を申告してください。

## 2 『医療費控除データ(XMLデータ)』は修正できるか

国税庁の「確定申告書等作成コーナー」内で、データを読み込ませた後に修正が可能です。

## 3 自己負担額(あなたの支払額)が0円になっている

**解決方法▶保管している領収書で自己負担額をご確認ください!**

対象者名	診療科目・支給期間	医療機関名等	診療/処方の種別	日数	医療費の総額(円)	保険からの支払額(円)	国等からの支払額(円)	あなたの支払額(円)	給付額(円)
健保 太郎	R7.10	C 内科医院	内科外来	2	91,950	21,742	0	8,318	0
健保 健太	R7.10	A 病院	外来	1	65,480	45,836	15,644	0	0
健保 健太	R7.10	B 薬局	調剤	1	2,020	1,404	606	0	0
健保 健太	R7.10	B 薬局	調剤	1	6,490	5,190	1,280	0	0
健保 健太	R7.10	D タリックス	外来	1	10,240	8,182	2,048	0	0

0円表示の例④

お住まいの自治体で『医療費助成』(乳幼児・子ども、障がい者、ひとり親家庭等)を受けている方には0円と表示されます。これは「自治体からの助成」と「ソニー健保からの給付金」が重複支給されないように、自動支給を停止しているためです。

\* なお、「所得制限等で子ども医療費の助成を受けられない方」=「窓口で自己負担がある方」も、0円と表示されています。

これはソニー健保のシステム上、「おさまの登録住所と年齢から自治体の医療費助成制度を自動判別」し、助成対象の年齢制限に達するまで自動支給を停止しているためです。

## 4 ソニー健保の給付金はどこで確認できるか



ソニー健保加入者専用『マイページ』内の「通知書・証明書」から確認できます。

ソニー健保が給付する高額療養費、一部負担還元金、家族療養付加金などの支給額と給付対象となった医療費がわかるようになっています。(原則、保険診療を受けた月の3か月後の20日に通知します) 出産育児一時金や療養費(治療用器具など)の給付金もこちらで確認できます。

↓マイナポータルを使った確定申告については、このサイトをご参照ください!

医療費控除についてのご質問は、国税庁の「電話相談センター」へ直接お問い合わせください!



確定申告書等作成コーナー  
よくある質問  
「医療費通知情報」  
(国税庁)



マイナポータル  
「確定申告の事前準備」  
(デジタル庁)

